

治療と職業生活の両立支援に関するガイドライン

～ガイドライン策定の背景とポイント～

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 産業保健支援室 中村宇一

1. ガイドライン策定の背景

平成19年にがん対策基本法が施行されてから、この4月で10年目を迎えた。この間、がん対策についてさまざまな議論が行われ、多くの取り組みが行われてきたが、近年、課題として大きく取り上げられるようになってきたのが、いわゆる「がん離職」の問題である。

昨年厚生労働省がとりまとめた「がん対策加速化プラン」でも、がん患者のうち、依頼退職または解雇された者の割合は、平成15年の34.7%から平成25年は34.6%と10年間でまったく改善されていないことが指摘され、対策の強化が求められている。

一方で、がん等の疾病の治療は日進月歩であり、職場で一定の配慮を行うことにより、十分に仕事と治療を両立することは可能な場合が増えており、平成22年の国民生活基礎調査に基づく推計によれば、働きながら通院しているがん患者は32.5万人に上っている。

しかし、東京都の調査によれば、企業の9割が疾病を抱えた労働者への対応（病気や治療の見通し、復職可否の判断等）に苦慮している実態もある。

こうしたことから、企業が、がん、脳卒中などの疾病を抱える従業員に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、両立支援を巡る最近の状況、両立支援を実施するにあたっての留意事項、企業における具体的な取り組み方法などをまとめたガイドラインを策定し、本年2月23日に公表した。

2. ガイドラインの概要

1) ガイドラインのポイント

治療と仕事の両立支援を進めるために特に重要となるのは、患者の治療を行う主治医に仕事のことを知ってもらい、その上で症状や治療の状況に応じて仕事上のような配慮や対応が必要になるかについての意見をもらうことである。こうした主治医の意見がなければ、企業側も両立支援を行うにあたってどのような配慮を行うべきかの判断をすることが困難になる。

このため、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」¹⁾（以下、ガイドライン）では、労働者本人を通じた企業側と主治医との情報のやりとりの進め方や、やりとりを行う際に利用すると便利な様式の例を示した。

このほか、企業において両立支援を行う際の留意点、両立支援が行いやすくなるような休暇制度や勤務制度の整備等の望ましい取り組みについて示している。

2) ガイドラインの対象

ガイドラインは、経営者、人事労務担当者、産業保健スタッフ等の企業関係者を読者として想定しているが、労働者本人や家族、主治医等の医療関係者にも活用していただけるものである。

また、ガイドラインの対象としている疾病は、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など、回復・継続して治療が必要となる疾病である。

3) 治療と職業生活の両立支援に向けた環境整備

実際に両立支援を必要とする従業員が出てきた場合に備えて、企業においては日頃から以下の環境整備を進めておくことが望ましい。

- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- 労働者や管理者に対する研修等による両立支援に関する意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口および情報の取扱いの明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の年次有給休暇、病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度等の休暇制度・勤務制度の検討・導入
- 支援を求める申出があった場合の対応手順、関係者の役割の整理
- 主治医と企業との間の円滑な情報共有のための様式の整備
- 労働者や管理者に対する制度、対応方法等に関する研修等による周知
- 制度・体制の整備等に向け衛生委員会等で調査審議するなど、労使や産業保健スタッフの連携による取組みの推進

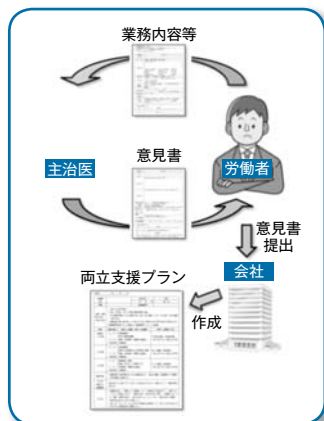
4) 治療と職業生活の両立支援の具体的な進め方

(両立支援の手順)

これらの環境整備を行った上で、実際に疾病に罹患した従業員に対する治療と仕事の両立支援は、以下の手順を進めることが望ましい。

①労働者からの申出

- ・労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供
- ・その書面を参考に主治医が、症状、就業の可否、作業転換等の望ましい就業上の



措置、配慮事項を記載した意見書を作成

- ・労働者が、主治医の意見書を事業者へ提出

(注)労働者から提出された主治医の意見書だけでは情報が不足している場合は、本人の同意を得た上で、人事労務担当者や産業保健スタッフ、直接主治医から追加の情報を収集することも可能

②事業者による産業医等の意見聴取

- ・産業医がいる場合は、仕事についてより具体的に把握している産業医に主治医の意見書を見せ、就業上の措置等について補足的な意見をもらう

③事業者による就業上の措置等の決定・実施

- ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置(作業転換等)、治療への配慮(通院時間の確保等)の内容を決定し、実施する。
- ・実施にあたっては、関係者がどのようなスケジュールで、どのような内容の措置や配慮を実施するかを共有しておくことが重要であることから、具体的な措置や配慮の内容およびスケジュール等についてまとめた計画(両立支援プラン)を作成しておくことが望ましい。

なお、プランの内容は、病状や治療の状況等に基づき、必要に応じて見直していくことが重要である。

3. 今後に求められること

疾病に罹患した方でも、働きたいと思っている方が働ける環境を整備していくことは、一億総活躍社会の実現のためにも非常に重要な課題である。こうした社会を実現していくためには、企業関係者や医療関係者をはじめとして、さまざまな方が協同して取り組んでいくことが大切である。

厚生労働省としては、各都道府県にある産業保健総合支援センターを中心に、ハローワーク、地方公共団体、地域の医療機関等と連携しつつ、企業や労働者を支援する仕組みを構築していくこととしているが、今後も社会のニーズを踏まえながら、治療と仕事の両立に関する取組みや支援をさらに推進していきたいと考えているので、関係者の方々のご理解、ご協力をよろしくお願いする。

参考文献

- 1) 厚生労働省. 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン. <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>